

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会安房分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび安房分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和7年7月15日

千葉県バス対策地域協議会安房分科会
(事務局：安房地域振興事務所企画課内)
電話0470(22)7133

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会安房分科会第1回分科会協議結果総括表

分科会名：安房分科会

協議年月日：令和7年4月28日

協議路線				関係 市町村	分科会における協議結果	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)	協議申出内容 (実施予定年月日)			
日東交通 株式会社	館山鴨川線	館山駅・亀田病院 (鴨川駅東口)	国県補助を受けて 運行を維持 (令和7年10月1日)	館山市 鴨川市 南房総市	生活路線として必要であり、申出どおり国、県及び関係市(館山市、鴨川市、南房総市)の補助を受けて運行を維持する。 (補助対象期間 令和7年10月1日～令和8年9月30日)	

令和8年度地域間幹線系統確保維持計画

作成者：安房分科会

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	日東交通株式会社	館山鴨川線	館山駅・亀田病院(鴨川駅東口)	<ul style="list-style-type: none"> ・館山駅や安房鴨川駅等交通結節点へのアクセス ・亀田総合病院、安房地域医療センター等医療機関への通院 ・おどやスーパーセンター、ときわや、ドン・キホーテ等商業施設へのアクセス ・道の駅グリーンファーム館山や、館山いちご狩りセンター等観光施設へのアクセス ・その他、通勤や各高校への通学等 	令和7年度と比較して収支率1%以上の改善	【路線の見直し等】 <ul style="list-style-type: none"> ・路線沿線の状況を踏まえた本路線需要の見極めを行い、必要な改善点の検討を行う。 ・南房総・館山地域公共交通計画において、当該系統を幹線として位置づけており、支線との連携を改善し幹線としての機能強化を検討する。 ・JRダイヤ改正に合わせ運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。 	令和7年10月以降 実施予定	館山市・南房総市・日東交通株式会社 南房総市・館山市 日東交通株式会社
						【広報】 <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な乗車方法（亀田病院への往復乗車券やスマホ1日乗車券等）の周知を図り、利用者の増加につなげる。 ・公共交通マップを作成し、本路線の更なる周知を図る。 ・ホームページや公式SNS等の電子媒体及び市広報誌等の紙媒体で路線に関する情報提供や公共交通機関利用の発信を行い、利用者の増加を目指す。 	令和7年10月以降 実施予定	南房総市・館山市・鴨川市・日東交通株式会社 館山市・南房総市・日東交通株式会社 館山市・南房総市・鴨川市・日東交通株式会社

						<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の外出支援としてバス利用助成券制度の啓発を行う。 ・バス停留所の認知度を上げることにより、利用増進に繋げるため、わかりやすい名称への変更を検討する。 	令和7年10月以降実施予定	南房総市 南房総市・日東交通株式会社
						<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の乗り方教室やPRイベントを実施する。 	令和7年10月以降実施予定	鴨川市・日東交通株式会社

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。